

○厚生労働省令第九十号

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第二号及び第十八条の二第二号の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

各 出 後			各 出 前		
別表第 2 (第 30 条、第 34 条の 2 関係)			別表第 2 (第 30 条、第 34 条の 2 関係)		
項	物	備考	項	物	備考
(略)	(略)		(略)	(略)	
1129	<u>削除</u>		1129	<u>ステアリン酸ナトリウム</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
2268	<u>削除</u>		2268	<u>りん酸トリフェニル</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和七年厚生労働省令第十二号）の規定中別表第二の1129の項及び2268の項を削る改正規定を削る。